

市川市

高齢者福祉計画

介護保険事業計画

【平成27年度～平成29年度】

骨子案

目次

総論

第1章 計画の基本的な考え方

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の期間

第2章 高齢者人口等の推計

- 第1節 高齢者の状況と今後の推移

第3章 計画改定の考え方と基本的方向

- 第1節 市民意向調査からの課題と計画改定の考え方
 - 1 市民意向調査からの課題
 - 2 計画改定の考え方
- 第2節 基本理念と基本目標
- 第3節 日常生活圏域

施策体系

- 基本目標1 **医療・介護** 地域で支える医療の確保と適切な介護サービスの提供
- 基本目標2 **予防** 生きがいつくりと介護予防の推進
- 基本目標3 **住まい** 安心して暮らせる住まいの整備
- 基本目標4 **生活支援** 多様なサービスの充実

総論

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

本計画は、市川市の高齢者施策を総合的に計画・推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るため、今後一層多様化することが見込まれる高齢者の生活様式や価値観に配慮しながら策定するものです。

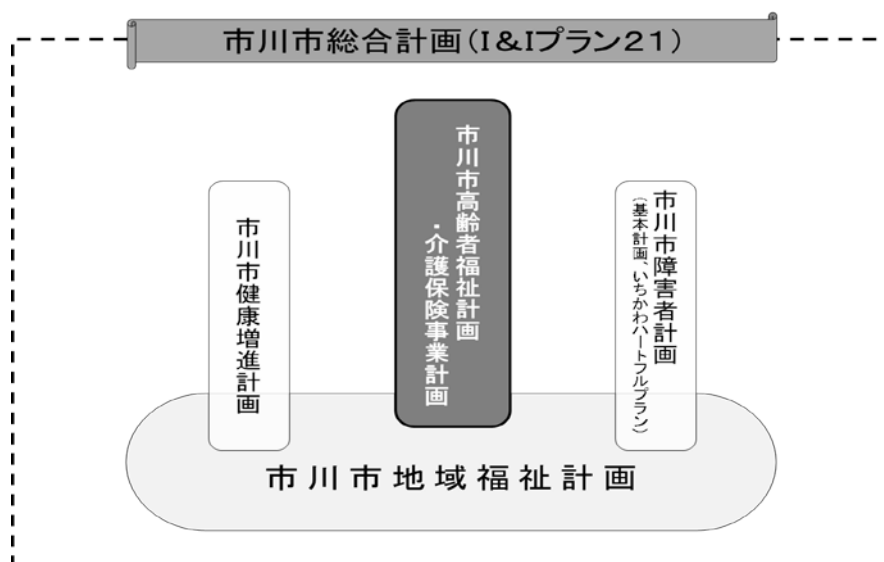
なお、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い、一体のものとして作成しなければならないことが定められました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「市川市総合計画(I&Iプラン21)」の基本構想の理念に基づいた分野別計画として位置づけられています。

本計画は、市川市地域福祉計画との整合性を図るほか、障害者施策、保健や医療施策など的高齢者福祉等に関する、他の施策別計画との整合性・調和を保つものです。

本計画は、高齢者の福祉、保健、医療、介護保険、いきがいや社会参加、まちづくりなど、本市の高齢者施策全般にかかわる行政計画であるとともに、高齢者を中心とした市民生活の質に深くかかわる計画であり、市民の参画及び行政との協働により計画の策定を図るものです。



◆市川市総合計画(I&Iプラン21)

「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成され、本市の目指すべき将来都市像と基本目標及び施策の基本的な方向を定める計画です。目標年度は、21世紀の第1・四半世紀(概ね2025年:平成37年)としています。

◆市川市地域福祉計画

市民や福祉活動を展開する団体と行政とが協働して、「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり」を目指す計画です。

◆市川市健康増進計画

市川市の地域やライフステージでの健康課題を的確にとらえ、10年後を見据えた市民の健康づくりを推進することを目的とする計画です。

◆市川市障害者計画

すべての市民の人権が尊重され、いきいきと地域社会において活動ができるよう、個性豊かに自分の力を発揮し、社会の中で役割をもち、共に生きるを理念に掲げ計画を進めるものです。

第3節 計画の期間

本計画は、平成27年度(2015年)から平成29年度(2017年)までの3年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを図ります。

市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の期間

年度	平成 12 2000	13 2001	14 2002	15 2003	16 2004	17 2005	18 2006	19 2007	20 2008	21 2009	22 2010	23 2011	24 2012	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017
計 画 期 間	第1期計画 (平成12～16年度)																	
		見直し	第2期計画 (平成15～19年度)															
						見直し	第3期計画 (平成18～20年度)											
									見直し	第4期計画 (平成21～23年度)								
												見直し	第5期計画 (平成24～26年度)					
															見直し	第6期計画 (平成27～29年度)		

※ 第1期及び第2期の計画までは、「5年を一期とし、3年目に見直しを図るもの」でしたが、平成18年4月の介護保険法の改正に伴い、第3期から「3年を一期とする計画を定めるもの」と変更になりました。

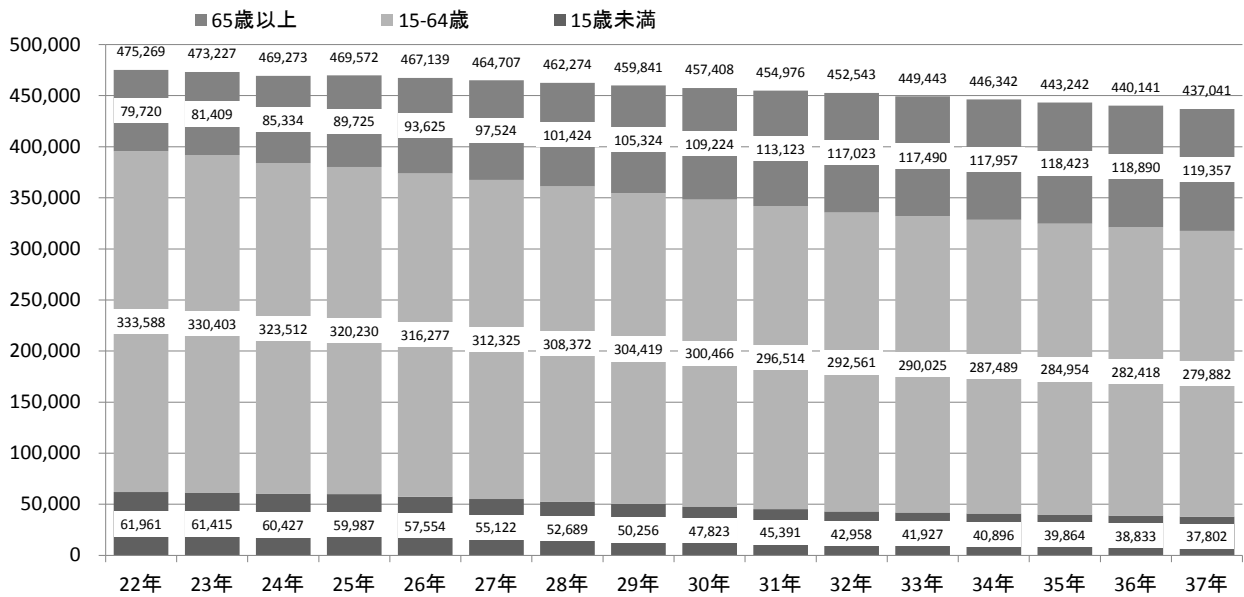
第2章 高齢者人口の推計

第1節 高齢者の状況と今後の推計

本市の総人口は、平成22年から緩やかな減少に推移し、平成29年では、459,841人、平成32年では、452,543人、平成37年では、437,041人になるものと推計します。

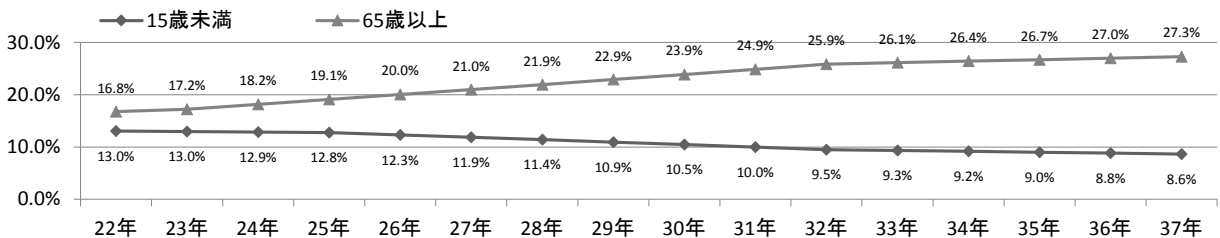
一方、65歳以上の高齢者人口は、平成26年で93,625人から平成29年の105,324人、平成32年では117,023人、平成37年では119,357人と増加傾向にあります。

人口推計

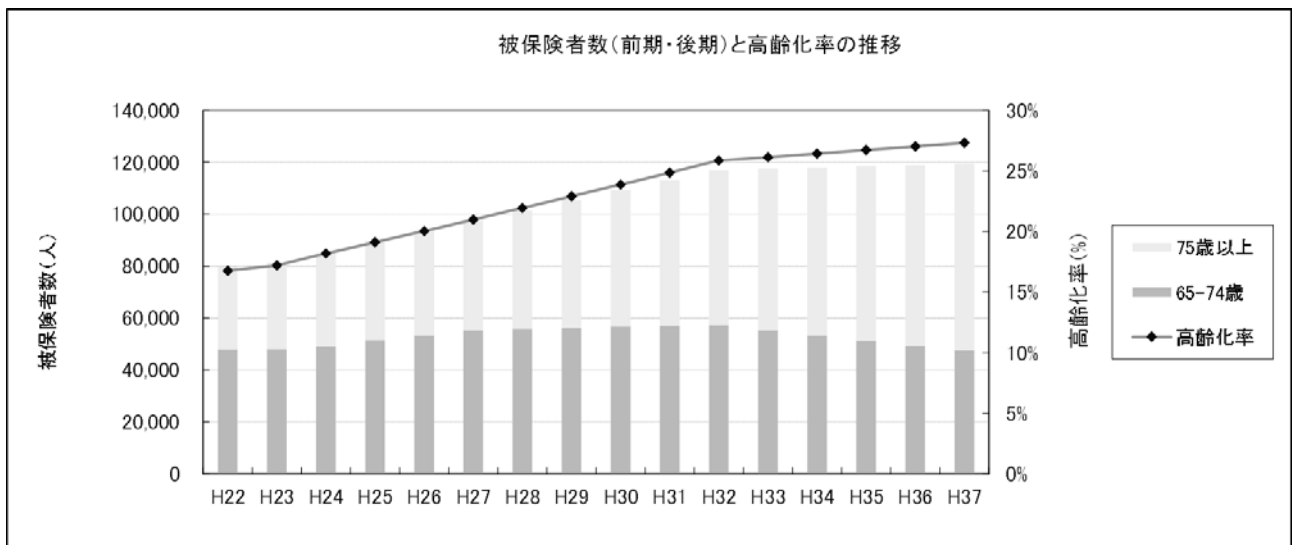


※平成25年までは、9月末時点の実績値であり、平成26年以降は市川市の将来人口推計(平成24年度)

人口割合



※平成25年までは、9月末時点の実績値であり、平成26年以降は市川市の将来人口推計(平成24年度)



※平成 25 年までは、実績値であり、平成 26 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口(平成 25(2013)年 3 月推計)と市川市の将来人口推計(平成 24 年度)による推計

第3章 計画改定の考え方と基本的方向

第1節 市民意向調査からの課題と計画改定の考え方

1 市民意向調査からの課題

(審議会資料参照)

第2節 基本理念と基本目標

平成12年4月に策定された「市川市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、「健康と長寿を喜び、健やかで安心した生涯を過ごすことができる社会」の実現を理念として掲げ、計画の推進を図ってきました。今期の計画改定においても基本理念の実現を継承します。

基本理念

健康と長寿を喜び、健やかで安心した生涯を過ごすことのできる社会

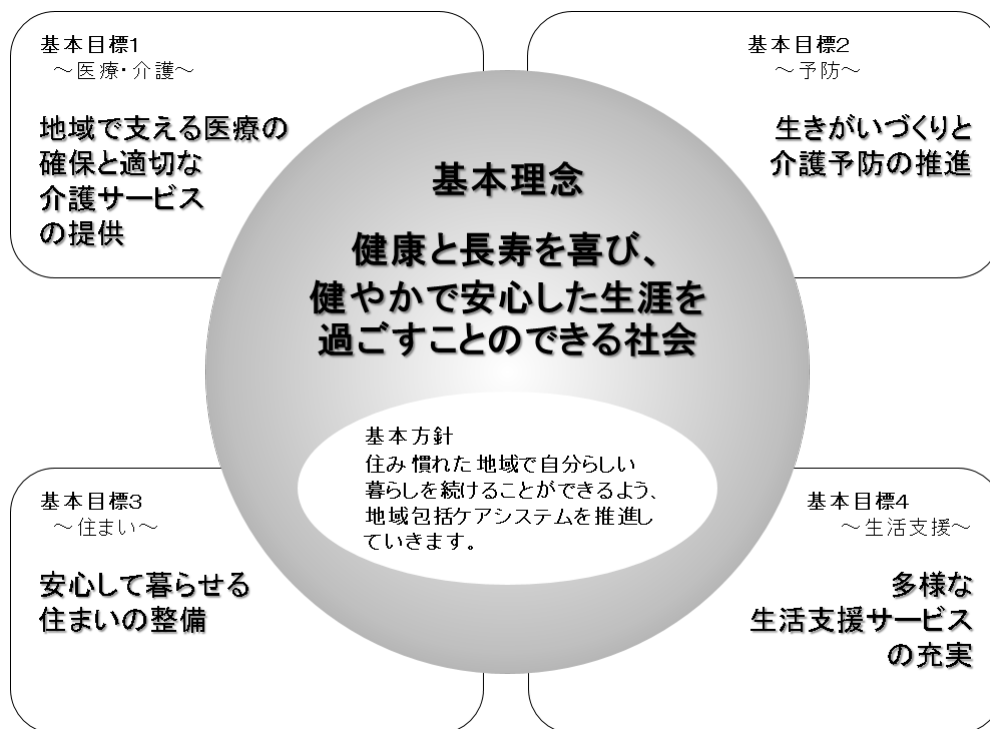
基本理念の実現を目指すため、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進していく」を基本方針とします。また、介護予防や地域等の視点を重視した施策体系とした基本目標を4つの分野に区分します。

基本方針

**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、
地域包括ケアシステムを推進していきます**

基本目標

- 1 地域で支える医療の確保と適切な介護サービスの提供
- 2 生きがいきくりと介護予防の推進
- 3 安心して暮らせる住まいの整備
- 4 多様な生活支援サービスの充実



第3節 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域設定の趣旨

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要です。そのため、市民が日常生活を営んでいる地域を基本に地理的条件、人口、交通事情などを勘案して、日常生活圏域を定め、圏域ごとに、必要な支援を受けられるように設定しています。

(2) 日常生活圏域の設定

本市では、平成18年度より市域を11の日常生活圏域に分け、市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を進めてまいりましたが、市民の生活実態や地域活動に合わせて地域包括ケアシステムを推進していく必要があることから、日常生活と密接な関係にある自治会区域や地域ケアシステムの区域を基本に、施設整備を含めた介護サービスの量や医療の状況等を勘案し、本計画より4つの日常生活圏域に統合しました。

施 策 体 系

基本目標1 医療・介護 地域で支える医療の確保と適切な介護サービスの提供

【施策体系】

施策項目	事業項目
在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療支援事業 ・在宅療養者等口腔保健推進事業 ・地域の医療・福祉資源の把握及び活用 ・在宅医療・介護連携に関する会議の充実 ・在宅医療・介護連携に関する研修の実施 ・24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築 ・地域包括支援センター・介護支援専門員等への支援 ・かかりつけ医の重要性の啓発
認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアパスの普及 ・認知症初期集中支援チームの設置 ・地域支援推進員の配置 ・認知症を理解するための啓発活動 ・認知症を支えるための支援
介護給付サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス ・地域密着型サービス ・施設サービス
介護保険施設等の計画的推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等によるサービス供給量の確保
介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付適正化事業の推進 ・指導監督に関する取組 ・介護保険地域運営委員会の開催 ・介護相談員派遣事業の実施 ・介護保険事業者及び介護従事者への支援 ・介護サービス情報の提供 ・介護サービス事業者ガイドブックの作成・市民への配布
費用負担の公平化	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料減免 ・利用料軽減 ・自己負担額の適正化
地域包括支援センターの機能強化と相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化と相談窓口の充実 ・地域ケア会議の充実 ・ネットワークの充実 ・介護者家族等の支援 ・介護支援専門員への支援

基本目標2 予防 生きがいづくりと介護予防の推進

【施策体系】

施策項目	事業項目
生涯学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがい事業 ・シニアカレッジ教養講座 ・公民館主催講座活動事業
地域活動の振興・介護予防生活支援サービスの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者クラブへの支援 ・老人いこいの家・老人福祉センターの活用 ・コミュニティクラブ事業 ・ボランティア活動等支援事業 ・1%支援制度やエコボカードでの地域支援 ・地域の支え合い活動の充実
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業 ・高齢者等雇用促進事業 ・雇用促進奨励金
健康づくりの普及と推進	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員活動事業 ・健康都市推進事業 ・市民スポーツ振興事業 ・高齢者健康入浴券交付事業 ・はり・きゅう・マッサージ助成事業 ・健康相談 ・健康教育事業 ・訪問指導事業 ・健康診査事業 ・各種がん検診 ・成人歯科健康診査事業 ・骨密度測定 ・インフルエンザ予防接種
地域支援事業による一般介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業の対象者把握事業 ・いきいき健康教室 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
予防給付サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス ・地域密着型介護予防サービス

基本目標3	住まい	安心して暮らせる住まいの整備
-------	-----	----------------

【施策体系】

施策項目	事業項目
住宅環境の整備	・高齢者向け有料賃貸住宅補助事業
	・高齢者福祉住宅借上事業
	・高齢者福祉住宅への経済支援
	・民間賃貸住宅賃貸補助事業
	・住宅改修費の助成
	・高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付
	・要介護度に応じた低所得者向け住宅の確保
	・特別養護老人ホーム等の福祉系施設の確保
	・あんしん住宅推進事業
	・住宅リフォーム相談
安全・安心対策事業の推進	・家具転倒防止器具等の取付費補助
	・住宅用火災警報器の設置
	・防犯対策事業
	・青色防犯パトロール推進事業
	・街頭防犯カメラの設置
	・防犯灯設置促進事業
	・防犯ハンドブックの配布
	・高齢者交通安全教室の開催
	・交通バリアフリーの推進
	・人にやさしい道づくり重点地区整備事業
	・道路拡幅整備事業
	・災害時要援護者名簿登録制度

基本目標4	生活支援	多様な生活支援サービスの充実
--------------	-------------	-----------------------

【施策体系】

施策項目	事業項目
生活支援サービスの基盤整備	・地域支えあい推進員(コーディネーター)の配置
	・協議体の設置及び運営
	・サービス・支援の担い手の養成
福祉コミュニティづくり	・地域ケアシステムの推進
	・地域ケア推進連絡会
	・地区推進会議
	・相談体制の充実
	・ボランティアの養成・登録・活用
	・地域資源のネットワーク
生活支援サービスの充実	・介護予防・生活支援サービス事業
	①訪問型サービス
	②通所型サービス
	③生活支援サービス(配食等)
	④介護予防支援事業(ケアマネジメント)
	・高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業
	①あんしん電話の設置・利用
	②シルバーカー購入費助成
	③交通安全つえの給付
	④訪問理髪サービス
	⑤福祉タクシー
	・家族介護支援事業
	①紙おむつの配布
	②家族介護慰労金
	高齢者世帯(ひとり暮らし高齢者等)対策の推進
・地域での見守り	
高齢者の権利擁護	・日常生活自立支援事業
	・成年後見制度利用支援事業
	・高齢者虐待相談窓口